

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）

改正案	現行
<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条に規定する財務諸表のうち同条に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第二百二十七条に規定する外国会社の財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以下この条において「事業年度等」と</p>	<p>（監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲）</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条に規定する財務諸表のうち同条に規定する指定法人（以下「指定法人」という。）が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第二百二十七条に規定する外国会社の財務書類をいう。以下同じ。）のうち、特定有価証券（法第二十四条第一項に規定する特定有価証券をいう。次条第二項において同じ。）以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。）及びその直前特定期間に係るもの（届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間（以</p>

いう。)及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類(以下この号において「書類」という。)のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。)

二〇十一 (略)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員(以下「関与社員」という。)が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一 監査報告書

イ 監査の対象

ロ 実施した監査の概要

ハ 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と

下この条において「事業年度等」という。)及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類(以下この号において「書類」という。)のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。)

二〇十一 (略)

(監査報告書等の記載事項)

第四条 前条第一項の監査報告書又は中間監査報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を簡潔明瞭に記載し、かつ、公認会計士又は監査法人の代表者が作成の年月日を付して自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。この場合において、当該監査報告書又は中間監査報告書が監査法人の作成するものであるときは、当該監査法人の代表者のほか、当該監査証明に係る業務を執行した社員が、自署し、かつ、自己の印を押さなければならぬ。

一 監査報告書

(新設)

イ 実施した監査の概要

ロ 監査の対象となつた財務諸表等が当該財務諸表等に

認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見

二 追記情報

ホ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第三十四条の十
二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係

二 中間監査報告書

イ 中間監査の対象

ロ 実施した中間監査の概要

ハ 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間（中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見

二 追記情報

ホ 公認会計士法第二十五条第二項（同法第三十四条の十
二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規

係る事業年度（連結財務諸表の場合には、連結会計年度。以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見

ハ 特記事項

二 公認会計士法第二十五条第二項（同法第三十四条の十
二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により明示すべき利害関係

二 中間監査報告書

イ（新設）

ロ 実施した中間監査の概要

ロ 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が当該中間財務諸表等に係る中間会計期間（中間連結財務諸表の場合には、中間連結会計期間（中間連結財務諸表規則第三条第二項に規定する中間連結会計期間をいう。）以下同じ。）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見

ハ 特記事項

二 公認会計士法第二十五条第二項（同法第三十四条の十
二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規

定により明示すべき利害関係

2| 前項第一号イに定める監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一 監査の対象となつた財務諸表等の範囲

二 財務諸表等の作成責任は経営者にあること

三 監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること

3| 第一項第一号ロに定める監査の概要は、次に掲げる事項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかつた場合には、当該実施できなかつた監査手続を記載するものとする。

一 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

二 監査の基準は監査を実施した公認会計士又は監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること

三 監査は試査を基礎として行われていること

四 監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によつて行われた見積りの評価も含め全体として

定により明示すべき利害関係

(新設)

2| 前項第一号イに定める監査の概要の記載は、次に掲げる事項についてなされるものとする。

一 監査の対象となつた財務諸表等の範囲

二 監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して行われた旨

三 通常実施すべき監査手続が実施されたかどうか、財務諸表等の重要な項目について、通常実施すべき監査手続のうち重要な監査手続が実施されなかつた場合には、その旨及びその理由

(新設)

の財務諸表等の表示を検討していること

五 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと

4 第一項第一号八に定める意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一 無限定適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していることと認められる旨

二 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該財務諸表等に与えている影響若しくは実施できなかった重要な監査手続が影響する事項

三 不適正意見 監査の対象となつた財務諸表等が不適正である旨及びその理由

(新設)

3 第一項第一号ロに定める意見は、監査の対象となつた財務諸表等が当該財務諸表等に係る事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していると認められる場合には、その旨、適正に表示していないと認められる場合には、その旨及びその理由を示し、かつ、それぞれの場合について次に掲げる事項を示して表明するものとする。

一 財務諸表等の項目が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて処理されているかどうか、財務諸表等の重要な項目が当該基準に従わないで処理されていると認められる場合には、その旨、その理由及び当該処理が当該財務諸表等に与えている影響

二 財務諸表等の項目が当該財務諸表等に係る事業年度の直前事業年度と同一の基準により処理されているかどうか、財務諸表等の重要な項目が同一の基準により処理されていないと認められる場合において、その基準の変更が正当な理由に基づいていると認められるときは、その旨、当該変更が正当な理由に基づいていると認められる理由及び当該変更が当該財務諸表に与えている影響、その基準の変更が変更が正当な理由に基づいていないと認められるときは、

5| 第一項第一号二に定める事項は、財務諸表等規則第八条の十四又は連結財務諸表規則第十五条の九の規定による注記に係る事項並びに正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で監査を実施した公認会計士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事項について記載するものとする。

6 第一項第二号イに定める中間監査の対象は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲
- 二 中間財務諸表等の作成責任は経営者にあること
- 三 中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表等に対する意見を表明することにあること

7| 第一項第二号ロに定める中間監査の概要は、次に掲げる事

その旨、当該変更が正当な理由に基づいていないと認められる理由及び当該変更が当該財務諸表等に与えている影響

三 財務諸表等の表示方法が財務諸表等規則（内国会社が提出する連結財務諸表の場合には、連結財務諸表規則。以下同じ。）の定めるところに従っているかどうか、財務諸表等の重要な事項の表示方法が財務諸表等規則の定めるところに従っていないと認められる場合には、その旨及び財務諸表等規則の定めるところに従つた場合の表示と当該財務諸表等の表示との相違

4| 第一項第一号八に定める事項の記載は、重要な偶発事象、後発事象等で財政及び経営の状況に関する利害関係人の判断を誤らせないため特に必要と認められる事項についてなされるものとする。

（新設）

5 第一項第二号イに定める中間監査の概要の記載は、次に掲

項について記載するものとする。ただし、重要な監査手続が実施できなかった場合には、当該実施できなかった監査手続を記載するものとする。

一 中間監査が中間監査の基準に準拠して行われた旨

二 中間監査の基準は中間監査を実施した公認会計士又は監査法人に中間財務諸表等には全体として中間財務諸表等の有用な表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること

三 中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われていること

四 中間監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たこと

(削る)

8 | 第一項第二号八に定める意見は、次の各号に掲げる意見の

げる事項についてなされるものとする。

一 中間監査の対象となつた中間財務諸表等の範囲

二 中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨

三 中間監査に係る通常実施すべき監査手続が実施されたかどうか、中間財務諸表等の重要な項目について、中間監査に係る通常実施すべき監査手続のうち重要な監査手続が実施されなかった場合には、その旨及びその理由

6 | 次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項第三号に掲げる事項のほか、当該各号に掲げる場合に該当する旨を併せて記載するものとする。

一 一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間財務諸表等の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部が省略された場合

二 一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して連結子会社及び持分法適用会社の中間監査が実施された場合

7 | 第一項第二号ロに定める意見は、中間監査の対象となつた

区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見
中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨
- 二 除外事項を付した限定付意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が、除外事項を除き一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示している旨並びに除外事項及び当該除外事項が当該中間財務諸表等に与えている影響若しくは実施できなかった重要な監査手続が影響する事項
- 三 中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見 中間監査の対象となつた中間財務諸表等が有用な情報を表示していない旨及びその理由

中間財務諸表等が、当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示していると認められる場合には、その旨、有用な情報を表示していないと認められる場合には、その旨及びその理由を示し、かつ、それぞれの場合について次に掲げる事項を示して表明するものとする。

- 一 中間財務諸表等の項目が一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準に従つて処理されているかどうか、中間財務諸表等の重要な項目が当該基準に従わないで処理されていると認められる場合には、その旨、その理由及び当該処理が当該中間財務諸表等に与えている影響
- 二 中間財務諸表等の項目が当該中間財務諸表等に係る中間会計期間の直前事業年度と同一の基準により処理されているかどうか、中間財務諸表等の重要な項目が同一の基準により処理されていないと認められる場合において、その基準の変更が正当な理由に基づいていると認められるときは、その旨、当該変更が正当な理由に基づいていると認められる理由及び当該変更が当該中間財務諸表等に与えている影響、その基準の変更が正当な理由に基づいていないと認められるときは、その旨、当該変更が正当な理由に基づいていないと認められる理由及び当該変更が当該中間財務諸表等に与えている影響
- 三 中間財務諸表等の表示方法が中間財務諸表等規則（内国

9 第一項第二号二に定める事項は、中間財務諸表等規則第五
条の八又は中間連結財務諸表規則第十七条の二の規定による
注記に係る事項並びに正当な理由による会計方針の変更、重要
な偶発事象、重要な後発事象等で中間監査を実施した公認会計
士又は監査法人が説明又は強調することが適当と判断した事
項について記載するものとする。

10 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されな
かつたこと等により、第一項第一号八又は第二号八に定める
意見を表明するための合理的な基礎を得られなかつた場合に
は、同項の規定にかかわらず、同項第一号八又は第二号八の
意見の表明をしない旨及びその理由を監査報告書又は中間監
査報告書に記載しなければならない。

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三条の二第四
項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査又
は中間監査（以下「監査等」という。）の従事者、監査日数そ

会社が提出する中間連結財務諸表の場合には、中間連結財
務諸表規則。以下同じ。）の定めるところに従っているか
どうか、中間財務諸表等の重要な事項の表示方法が中間財
務諸表等規則の定めるところに従っていないと認められる
場合には、その旨及び中間財務諸表等規則の定めるところ
に従つた場合の表示と当該中間財務諸表等の表示との相違
8 第一項第二号八に定める事項の記載は、重要な偶発事象、
後発事象等で財政及び経営の状況に関する利害関係人の判
断を誤らせないため特に必要と認められる事項についてな
されるものとする。

9 公認会計士又は監査法人は、重要な監査手続が実施されな
かつたこと等の理由により、第一項第一号ロ又は第二号ロに
定める意見を表明するために必要な証拠が得られなかつた
場合には、同項の規定にかかわらず、同項第一号ロ又は第二
号ロの意見の表明を差し控える旨及びその理由を監査報告
書又は中間監査報告書に記載しなければならない。

(監査概要書等の提出)

第五条 公認会計士又は監査法人は、法第九十三条の二第四
項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として、監査
又は中間監査（以下「監査等」という。）を行つた法人の事

の他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後関東財務局長（開示府令第二十条の規定により内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）に提出された法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書に係るものについては、当該財務局長）に提出しなければならない。

2 前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一 財務諸表等（特定有価証券に係る財務諸表等を除く。）の監査に係る概要書 第一号様式

二 中間財務諸表等（特定有価証券に係る中間財務諸表等を除く。）の中間監査に係る概要書 第二号様式

三 特定有価証券に係る財務諸表等の監査及び中間財務諸表等の中間監査に係る概要書 第三号様式

3 第一項に規定する概要書は、次の各号に掲げる概要書の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に規定する概要書 当該概要書に係る監査報告書又は中間監査報告書の作成日の翌月の末日

業場、日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した監査概要書又は中間監査概要書を、当該監査等の終了後速やかに関東財務局長（開示府令第二十条の規定により内国会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下同じ。）に提出された法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書に係るものについては、当該財務局長）に提出しなければならない。

2 前項に規定する監査概要書は第一号様式、中間監査概要書は第二号様式により作成しなければならない。

3 第一項に規定する監査概要書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表等について監査証明を行った場合 当該届出書に係る届出がその効力を発生することとなった日の属する月の翌月の末日

二 前項第三号に規定する概要書 当該概要書に係る監査報告書又は中間監査報告書の作成日から三月を経過する日の属する月の末日

(削る)

二 法第二十四条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる財務諸表等について監査証明を行った場合 当該有証券報告書に係る事業年度経過後四月を経過する日

三 法第二十四条第三項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる財務諸表等について監査証明を行った場合 当該有価証券報告書を提出した日の属する月の翌月の末日

4 第一項に規定する中間監査概要書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに提出しなければならない。

一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる中間財務諸表等について監査証明を行った場合 当該届出書に係る届出がその効力を発生することとなった日の属する月の翌月の末日

二 法第二十四条の五第一項の規定により提出される半期報告書に含まれる中間財務諸表等について監査証明を行った場合 当該半期報告書に係る中間会計期間経過後四月を経過する日